

第 1 回国立市指定管理者選定委員会 議事要旨（記録）

開催日時	令和4(2022)年5月24日(火) 18:00~20:00
開催場所	国立市役所本庁舎2階 委員会室
出席委員 (順不同)	竹内光博 委員長、宮崎宏一 副委員長、 山重慎二 委員、市岡一彦 委員、秦和壽 委員、長田保 委員、 大川潤一 委員、黒澤重徳 委員、北村敦 委員、橋本祐幸 委員
欠席委員	河合敬則 委員、松葉篤 委員
説明員	馬橋 子ども家庭部参事、川島 児童青少年課長、 青木 児童青少年課長補佐、前田 子育て支援課長
市当局 (事務局)	山本 行政改革担当課長 箕島 政策経営課長 佐藤 政策経営課政策経営係長 林 政策経営課政策経営係主任
傍聴者	0名
議 事	1 委嘱状交付 2 自己紹介 3 委員会の確認事項及び検討スケジュールについて 4 くにたち未来共創拠点矢川プラスの指定管理について 5 その他
配布資料	別紙参照

1 委嘱状交付

- 市長から各委員に委嘱状の交付を行った。
- 市長から指定管理者選定委員会開催にあたっての挨拶があった。

2 自己紹介

- 各委員から自己紹介が行われた。
- 事務局から自己紹介を行った。

3 委員会の確認事項及び検討スケジュールについて

- 事務局より、委員会の確認事項について、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、委員会委員への接触禁止規定について説明があり、確認された。
- 事務局より、配布資料「国立市指定管理者選定委員会での確認事項（案）」に基づき、会議の公開等について、事務局から説明があり、委員会において確認された。
- 事務局より、委員会における検討スケジュールについて、当日配布資料「指定管理者検討スケジュール（案）」に基づき説明があり、委員会において確認された。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 本日第1回の委員会で、「指定管理者の選定基準、導入手法、指定期間等の集約」とあり、第2回では「指定管理者の候補者の審査、集約」とあるが、この違いは。

【事務局】

- 本日の委員会において、くにたち子どもの夢・未来事業団に特定とすることを案としてお示ししており、選定基準、導入手法、指定期間等についてご確認いただきたい。仮に事業団に特定することになった場合、第2回委員会において、事業団がどのような計画で指定管理を受けようとするのか、実際の計画書の中身をご確認いただき、矢川プラスの指定管理者として相応しいかをご審査いただきたい。

【委員】

- 本日特定選定とすることを決めることは、スケジュールとしてやむを得ないと思うが、事業団に特定するための判断資料としては、内容として薄いと感じており、本日特定するかと問われた場合、案に従うしかないのではという印象。

【事務局】

- ご指摘の事項は事前に質問をいただいていたため、事前送付資料に加え、本日補足資料を配布しており、後程担当課から説明させていただく。

【委員】

- 検討部会として検討され、結論が出されているが、選定委員会ではどのような議論を行うべきか。

【事務局】

- 検討部会において、事業団に特定とすることを報告書にまとめさせていただいている。本日このことについて、選定委員会の皆様にご議論いただくもの。

【委員長】

- 本委員会で検討するためのたたき台として、検討部会としてまとめを行っており、それについて、修正すべきものは修正し、変更すべきものは変更するという進め方でよいか。

【委員】

- 承知した。

4 く に たち 未 来 共 創 拠 点 矢 川 プ ラ ス の 指 定 管 理 に つ い て

- く に たち 未 来 共 創 拠 点 矢 川 プ ラ ス の 指 定 管 理 者 選 定 検 討 部 会 で の 検 討 結 果 に つ い て、施設を所管する子ども家庭部参事から、配布資料「く に たち 未 来 共 創 拠 点 矢 川 プ ラ ス 指 定 管 理 者 選 定 検 討 部 会 報 告 書」等に基づき説明があった。
- 委員からの事前質問に関して、子ども家庭部参事から、く に たち 子 ども の 夢 ・ 未 来 事 業 団 の 概 要 に つ い て 説 明 が あ っ た。
- 委員からの事前質問に関して、子ども家庭部参事から、
 - ・ 完成後用地は東京都からの無償貸与となること
 - ・ 類似施設について、多様な人々の来館を目的とする施設として、立川市「こども未来センター」、武蔵野市「武蔵野プレイス」等が挙げられること
 - ・ 運営費は現在積算中だが、市の実施計画上は年間80,000千円を計上していること
 - ・ 営利活動の制限について、都有地活用事業のため、設置可能な施設は「公益的施設」のみであり、矢川プラスは、施設分類上「児童福祉施設」に位置付けられ、児童厚生施設(児童館)及び子ども家庭支援センターが該当しており、収益性の高い事業展開については課題があると考えていること
 - ・ 民間企業を除外し検討したのかということについて、検討部会では、運営方法について、市の直営方式を望む声もあったが、柔軟な事業展開が必要という議論の中、指定管理者の導入が適切であると結論づけ、導入手法については、安全安心の確保や地域連携の重要性が高い施設であることから、公共性の高い事業者が管理運営することが望ましいということで検討が進められた経過があったことについて説明があった。
- 委員からの事前質問に関して、事業団、財団、社協以外の民間団体には適切な団体は

ないかということについて、子ども家庭部参事から、公共性の高い事業者が管理運営することが望ましいということで議論が進められた経過のため、事業団、財団、社協を中心に検討を進めた旨、説明があった。

- 委員からの事前質問に関して、公募や指名競争入札等を実施しないことについて、子ども家庭部参事から、
 - ・市の直営施設である児童館と緊密な連携が必要であり、市内全体の幼児教育の推進を担う幼児教育センターを設置予定であることから、幼児教育の見識を持つ事業者が望ましいこと
 - ・公共性が高い事業者が望ましいという意見がある中、社協・財団にヒアリングを行った結果、両者については副次的なかわりが望ましいと結論づけたこと
 - ・これらから、政策の連動性や施設の特異性を鑑みて公募を行わず事業団に特定することにしたことについて説明があった。

- 委員からの事前質問に関して、事業団は「高齢者」「にぎわい」など「保育事業」以外の事業実施能力等の情報が少ないということについて、子ども家庭部参事から、
 - ・検討部会においても、事業団は高齢者関連、にぎわいの点について、実績が不足している点、指摘があったこと
 - ・社協や財団にヒアリングを行った結果、事業団がこれらの団体と連携することで補完できることも確認しており、選定基準に他団体の連携の構築について明示していること
 - ・「にぎわい」の点について、事業団において、地域づくりにも着手していることについて説明があった。

- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 矢川プラスは子ども関係が主となっているが、一方でまちと多世代の関係も強く打ち出している。ここで、事業団の理事をみると、子ども関係が圧倒的に多いと思う。多世代等を打ち出すのであれば、そのあたりについても十分配慮する必要があるのでは、という印象がある。

【説明員】

- これまでの市の政策の中で、子育て支援を進めていくにあたり、子育て家庭をとりまく地域や高齢者等、まちぐるみでの支援が重要であると考えている。事業団の理事の先生方においては、特定の分野に限らず、分野を超えた考え方をもっているという認識である。

【委員】

- 安心安全の確保という言葉が何度もでるが、これは他の民間事業者においても安心安全の確保は可能であるものと思う。
- 都有地であり、営利活動に一定の制限があるため、指定管理者を民間事業者にすることができないということか。検討部会で事業団に特定する旨結論づけられているが、ヒアリングしているところは市の関係団体であり、民間事業者の意見も聞いていただき、その上で結論を出していただきたかった。
- 5年で指定管理者を見直すことになっているが、この縛りの中では、一度指定管理者とすると、他ではできないということで、今後も同様の事業者になるのではないか。

【説明員】

- 検討部会の議論の中で、施設運営を行っていくにあたり、公共性、安定性が損なわれることに対して不安感があり、信頼できる場所をお願いしたいという意見が前提としてあった。また、幼児教育を推進するにあたり、専門的な知見を持ち、幼児教育に対する考え方が市と重なる事業者が相応しいという議論を踏まえ、検討を進めたところ。

【委員】

- 矢川プラスの理念として「子ども」「高齢者」「にぎわい」とあるが、「子ども」については、施設等に色濃く入っており、いろいろなことをやっていくということが分かる。しかし、「高齢者」「にぎわい」については内容が非常に薄く、何をするのか、指定管理者にどういう能力が必要なのか、もう少し詰めないで、候補者を選べないのでは。
- 導入手法を特定とするにあたり、役所の審議会等では、落としどころが決まっているケースがあるが、実際のところ落としどころがあり、そこに決めなければいけないのか、市としてここに落とすしかないということであれば、そのような議論をしたほうが建設的ではないか。ただし、その場合においても1点目についてはなくならず、子ども以外のところを事業団で本当に対応できるのか、ということについては、もう少し詰めるべきであり、財団と社協と連携とあるが、非常に曖昧であり、事業がはっきりしていないのに、連携ということでやりたいことをやればいいのか、そのようなものでもないと思う。
- 意見を整理すると、「高齢者」「にぎわい」の部分をしっかり詰めるということと、選定委員会でどこまで本気でやるのか、ということをお願いしたい。そうであっても「高齢者」「にぎわい」の部分をもう少し詰めるべき。

【委員長】

- 1点目について、子どもを中心とした施設であることは間違いない。その上で、子どもだけではなく、子どもと多世代、特に高齢者と交流するということが重要であるという認識を持っている。また、地域にそれが開かれていて、地域と連携する中でその施設が運営されていく、これがにぎわいである。

事業団設立のプロセスを説明すると、理事の一覧があるが、海外の事例に非常に

見識があり、例えば、イタリアのレッジョ・エミリアにおける、地域における子どもの育みという、有名かつ効果が認められているようなものをイメージしている。そのため、子どもの施設という点は中心にあるが、子どもだけで構成される空間ではなく、高齢者が関わり、周辺の方も関わることも当然にあると思っている。さらに、地域の商店街や自治会等のさまざまな団体と交流を十分にすることが実はイメージされている。そのあたりが事業団の特性として、あまり説明されていない。

そのため、理事の専門をみると子ども関係のみに思われるが、実際は非常に幅の広い専門家であるということは付言したい。

- 3点目についても、関連する財団や社協との連携ということも当然視野に入っており、これらのことが相乗的に勘案されて、事業団への特定という方向性だと理解している。
- 落としどころという点について、事業団というのは、今申し上げた事業を、市が直営ではなく比較的自由に裁量のある事業団という組織形態の中で全面展開していくということを念頭に置き、市が出資をして創設した団体ということがある。このため、もし事業団とすることで決定的な不都合等があれば、ご指摘いただきたいと思う。市としては、事業団を育成するということも考えつつ、この施設を活用しながら地域を活性化していきたいと考えている。

【委員】

- そうであるならば、1点目「高齢者」「にぎわい」という点について、実はこのようなことをイメージしており、このようなことから発展させられる余地があるということが書いてあると、まだ繋がるのではと思う。書き方の問題で、そういったことをしっかり書いてあると、無理なく事業団に特定という議論にいけるのでは。
- 連携という部分について、もう少し枠をはめるべき、これは企画書を書いていた中で出てくるのかはよくわからないが、連携すると謳った方がいいが、それぞれ独自に走りだしてしまうこともあり得る気がするので、どのように枷をはめるかは、プランの中に入れておいたほうが良いと思う。

【委員長】

- 担当課、事務局において、委員の方々にご理解いただけるよう、なにか提示をするなどを検討していただきたい。

【委員】

- 事業団として何をしていくかを明確にすることは当たり前のことと思っており、仕様書の重点事業の中で、「健康づくり及び高齢者の生きがいに関すること」、「地域コミュニティの活性化に関すること」、「まちのにぎわいづくりに関すること」という事業に書かれているため、どういうことをやっていくかということは、事業計画の中で記載されるべきだと思う。そこを委員会でしっかり評価するということが一つの考え方なのかなと思う。そこがしっかり見えない中で特定するという点について、次の段階で、担保はある意味できるのかなというように考える。

【委員】

- 候補を特定すると仮に選定委員会で認めた場合、留保事項をつけるなど、枠をはめたほうが良いかと思う。

【委員】

- 過去には、委員会の中で、このようなことをしっかり対応してくださいという付帯事項をつけることもあったので、そこは議論の中で、この事業に対応する計画を提出することを前提に特定する等や、次の事業計画の中で、内容によっては、一部の事業の実現性をさらに詰めてくれという意見を出すような余地はあるかと思う。

【委員】

- 事業計画を出してもらうことは必ず要求するのか。そうすると、市側から事業計画における仕様書を提示するのか。

【委員】

- 仕様書は事前配布資料にあり、本日特定することとした場合、特定した団体が応募してくるような手続になるかと思う。その中で、関連資料が次回に向けて提出されるものとなる。

【委員】

- 特定とする上で、懸念を持っているため、報告書等で懸念事項は示したほうがよい。特定するけれども、このようなところに懸念を持っているため、応募するときに対応してほしい等の出し方をすべきでは。

【事務局】

- 今回ご議論いただき、いただいた意見が当然あるため、一旦、中間の報告というかたちで皆様にご確認いただきたいと思います。その中に付帯意見を書かせていただき、それを受けた上で、指定管理者候補者から事業計画書等が提出されるという流れになる。
- 提出された事業計画書等を確認いただき、選定基準に照らし、適切かどうかのご判断を次回の委員会で行っていただきたいと思います。また、最終的な指定管理者との契約については、そのあたりの手続がすべて完了した後に締結していくという流れになるかと思う。

【委員長】

- これまでいただいた意見は、次回も引き続き議論するという形式になると思うので、ご了解いただければと思う。

【委員】

- 私自身は民間であっても公共性の高い団体であっても、市との関係性をうまくつくることができれば、よい形で運営できると考えおり、あえて民間にこだわる理由もなく、ご提案に反対する理由もない。直感的には、事業団は専門性、市との関係性からも、施設をスタートするにはよい組織だと思う。一方で、公益性や公共性という言葉がでてきて、それを根拠に事業団になりました。というような記載があるが、今後これに縛られて事業が展開されると、むしろ良い連携というものが実現しない可能性もあるのでは、という懸念がある。

- 質問としては、民間団体も公益性、公共性を担保することは可能だと思うところ、どのような意味で公益性、公共性という言葉を用いているのか。
- 東京都の土地を無償貸与を受けているということで、あまり収益性がある事業ができないということは理解するが、どこまでなら可能かなど、もう少しイメージを持ちたい。また、ある程度指定管理者自体が収益を確保できなければ、いい事業ができないということも考えられるので、この場所における収益事業について、どこまでが許容され、どこまでが不可とされるのか教えていただきたい。個人的にはある程度の収益性は認めて契約するほうが、事業者自らの努力や良い連携が生まれやすいと思う。

【説明員】

- 所有地活用の制度上、「公益的施設」であることが前提になり、貸館機能において何か事業を実施する場合には、「公益性」を重視する必要がある。
- 市としては、矢川プラスの条例第3条に明記している事業を逸脱しない範囲で、貸館事業や他の事業を行うことを考えており、この範囲内において、使用料、実費等を受け取ることを考えている。

【委員】

- ある程度の範囲の中で、一定の実費、参加費を受け取ることは制約されないということで理解した。できるだけ、NPOなどが参加費等をとる事業についても積極的に行えるような施設になってほしい。
- 公共性が高い団体について、指定管理料の中で、やれることをやれたらいいというような傾向になりがちに感じるので、頑張ったら指定管理料が増える、または頑張らなければ減ってしまうような、インセンティブを与える契約にしたほうがよいのではないかと。現時点で計画していることがあれば教えてほしい。

【説明員】

- インセンティブを含めた契約については、これまで検討していなかったところ。制度上可能かも含め、検討しなければならないと思う。

【委員】

- 料金設定は何を参考に設定しているのか。

【説明員】

- 国立市では「使用料・手数料の見直し」という制度を持っており、そこで計算方法が示されている。矢川プラスについては、完成前なので、人件費、管理費は類似施設を参考に積算したところ。なお、既存施設の料金と大きく乖離しているということではなく、平米数等により他の施設と近い金額になっているところ。

【委員】

- 事業団は現在保育園を運営しているが、新たに指定管理を行った場合、会計単位は分かれるのか、収入や費用の帰属が曖昧になったりするなどないか。

【説明員】

- そのようなことはないものと承知している。

【委員】

- 新たな事業における収支について、きちんとはらなければならない、また、そこがしっかりしていることがインセンティブを作る基本だと思う。そのようなことをしっかり作ることができる基盤があることが、選定における大きな基準になると思う。

【委員】

- インセンティブは、パフォーマンスに応じて支払いが変わってくるというのが一般的な考え方になる。例えば、にぎわいという点について、何人きたかで、指定管理料のレベルで反映させることは可能と思われるので、ぜひ検討いただきたい。

【委員長】

- 指定管理の意義として、インセンティブを与えて、企業努力に応じて、収益を上げてそれを新しいサービスを展開させていくということは本来の狙いとしてはあるように思う。今回、公共性、公益性が非常に強調されていて、本来の民を活用することによる効率化、サービスの向上という点が後退している。インセンティブの点について、検討できることがあれば、検討してほしいと思う。

【委員長】

- いろいろ議論いただいたが、導入手法、指定期間、選定基準について、本日の会で確認し、第2回に繋いでいきたいと思う。まず導入手法について、特定とする。次に指定期間について、5年が目安だが、ここに5か月をつけて5年5か月とする。また、次回利用する選定基準について、ここで確認することについていかがか。まだ疑問点等があれば出してほしい。

【委員】

- 次回は指定管理者を選ぶということか。

【事務局】

- 今回特定となれば、事業者から事業計画書等の指定申請書類が提出され、それを担当課で評価した後、指定申請書類及び担当課評価結果を委員にお示しさせていただき、本当に適正かどうかを選定基準に基づき、判定していただく。その後、市に報告書を提出いただくような進み方になる。

【委員】

- 次回は事業団も説明をするのか。

【事務局】

- そのとおりで、事業団へのヒアリングも行う。

【委員長】

- 選定基準に照らして、提案内容を評価することが中心になるということでしょうか。

【委員】

- 選定基準に、「高齢者に対してどういう取り組みをしますか」「にぎわいで想定すること」等、こちら側が事業計画に入れてほしいことを書かなければならないので

は。そしてそれを団体としてどのような能力、体制で実現しようとしているのかということがないと、判断しようがないので、書いてほしいと提示したほうが良い。

- 選定基準を見たが、あまり具体的ではないように感じる。

【事務局】

- 選定基準に、本日の議論であった判断してほしい具体的な内容について、追加するよう調整したい。また、高齢やにぎわいという点以外、本日の議論で出た内容について、報告書に記載し、皆様にご確認いただきたい。

【委員長】

- 本日出た意見を踏まえ、報告書を作成し、委員の皆様を確認いただく。
また、第2回委員会では、選定基準と突合せ、適合的かどうかを評価するという段取りでよいか。

【委員】

- 何をするか、何ができるかは、予算次第だとおもうが、指定管理料について、事業者に事前に情報提供するのか。
- また、現状ベースとなっているのは80,000千円とのことで、先ほどのインセンティブ部分について、検討の上、可能となった場合には、それを踏まえた計画が提出されるのか。

【事務局】

- 指定管理料については、5年間の上限を予算として確保しなければならないため、その範囲であれば可能性があるように思われる。

【委員】

- カットのほうが中心になるように思われる。あまりカットするのもよくないと思うが、メッセージを伝えるという程度のカットはあってもよいと考える。

【委員長】

- 本日について、新規施設であり、施設の内容や仕様がよく分からない中で議論をしているため、これまで出された意見はもっともだと思う。
- 集約していく必要があるため、本日の議論の中で出たご意見は担当課、事務局で受け止めさせていただく。その上で、導入手法については特定、指定期間は5年5か月ということで取りまとめさせていただき、選定基準については、事務局からあったように、ベースとしては、ご提示の案をお認めいただき、こちらに付加していくという形を今後とっていくということでよいか。

【委員】

- 仕様書で提案があるが、最初はハードの細かい記載があるが、大事なのが、15ページの重点事業、事業イメージの部分だと思うので、組み替えてもらおうと読みやすいと思う。
また、15ページに6つの重点事業に対応する事業イメージを記載されているが、最初読んだとき、こんなにできるのかと思った。このあたり、焦点を絞るなりすると、頭に入りやすいと思う。

【説明員】

- 15ページについては、事業者が柔軟に発想できるよう、あまりロックしていないところがある。

【委員】

- そうではなく、きちんと枠を決めて、その枠の中で事業者から提案をもらうべきでは。

【説明員】

- 事業イメージについて、矢川プラスを作っていくなかで、吸い上げてきた市民の方々の意見である。これについて、事務方でどれかを削除することではなく、事業イメージとして記載したところ。これは、仕様書にあるとおり、すべての事業の実施を強制するものではなく、財団、社協等との連携による実施や、他主体の支援という形での実施も可としており、項目数が多くなっているが、実施していくことは可能だと思っている。

【委員】

- この事業は初めてで、あまりモデルもないため、私としては公募よりも特定というかたちで、関係性が高いところにやっていただくのが良いと思っている。そして、特定ということであれば、この枠の中でやることを考えてくれということではなく、市と一緒に良いものを作り上げていくというイメージで進めることが、最初のスタートとしては良いかと思う。

【委員長】

- これまでの指定管理の施設とは様相が異なり、手探りの部分があり、意見を交わしながらまとめていくという必要もあると思うので、どのようなかたちで進められるのか、もう少し説得力をもって委員の皆様へ次回示せるよう、担当課、事務局において検討いただきたい。

4 その他

- 事務局から、第2回選定委員会における指定管理者候補者の審査方法について説明があった。
- 事務局から、今後の選定委員会のスケジュールについて、7月上旬から中旬ごろ開催予定であり、今後委員各位と調整しながら決定する旨説明があった。
- 事務局から、本日の議事録及び報告書について、事務局にて作成でき次第、委員各位に案内し、確認が終了した後、会議録については、市のホームページで公開する予定である旨説明があった。
- その後、委員より以下の質疑、意見等があった。

【委員】

- 今回は良いが、指定管理の審議の仕方として、3回に分けたほうが良いのでは。まず具体的な施設の共有ができていなかったため、施設、仕様の内容を確認するのを1回、その上で、検討部会での検討内容を確認し、その後指定管理者候補者を選定するという流れがあると、整理がしやすいと感じた。

【委員長】

- そもそもの施設や事業団の中身について、共有するのが難しかった。今回は報告書を作成する中で、補足するかたちで進められればと思う。

配布資料一覧

- ・ 諮問書（写）
- ・ 国立市指定管理者選定委員会での確認事項(案)
- ・ 国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例・施行規則

- ・ 次第【当日配布】
- ・ 指定管理者選定委員会委員名簿【当日配布】
- ・ 指定管理者検討スケジュール（案）【当日配布】
- ・ 指定管理者候補者の審査について【当日配布】
- ・ 第1回指定管理者選定委員会質問対応票【当日配布】
- ・ 第1回指定管理者選定委員会質問対応票別紙【当日配布】

【対象施設：くにたち未来共創拠点矢川プラス】

- ・ 公の施設の在り方に関する検証結果報告書
- ・ 指定管理者選定検討部会の検討結果について（概要）
- ・ 指定管理者選定検討部会報告書
- ・ 基本方針及び業務の基準（仕様書）
- ・ 指定管理者候補者選定基準
- ・ リスク分担表